



埼玉県報

号外第57号
令和3年(2021年)
12月17日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県議会議員補欠選挙（西第10区 坂戸市）の事由発生及び直接請求のための署名収集禁止期間（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県選管告示第八十六号

埼玉県議会議員の選挙区のうち、西第十区 坂戸市において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による埼玉県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

なお、坂戸市の区域においては令和三年十二月十八日から同選挙の期日までの間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和三年十二月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

告 示

埼玉県選管告示第八十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年十二月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年十二月二十二日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）について

イ その他